

官 印 省 略  
20250317近畿第54号  
令和7年3月28日

岸和田市長職務代理者 副市長 岸 勝志 殿

近畿経済産業局長 信谷 和重

導入促進基本計画の同意について

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づき、令和7年3月10日をもって同意に係る協議のあった導入促進基本計画については、同条第3項の規定に基づき同意する。

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和 7 年 3 月 10 日

近畿経済産業局長 信谷 和重 殿

岸和田市長職務代理者 副市長 岸 勝志

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の同意を得たいので協議します。

## 導入促進基本計画

## 1 先端設備等の導入の促進の目標

## (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の総人口は、平成17年の201,000人をピークに減少し、令和7年2月1日時点で186,432人となっている。

将来推計人口においても減少傾向と見込まれ、そのうち、年少人口・生産年齢人口の割合は減少傾向、老年人口の割合は増加傾向が見込まれる。

産業構造は、「製造業」が27.1%と多く、次いで「卸売業・小売業」、「不動産業・物品賃貸業」、「建設業」と続いている。

本市の基幹産業である製造業に着目すると、特化係数(付加価値額)において、木材・木製品製造業(17.62)、繊維工業(4.79)、金属製品製造業(6.32)、鉄鋼業(6.27)が上位となっている。また、卸売業・小売業では、建築材料・鉱物金属材料等卸売業(2.05)と飲食料品小売業(1.73)が特化係数で高水準である。一方で、特化係数(労働生産性)に着目すると木材・木製品製造業(2.01)、鉄鋼業(1.48)等を除き、低水準となっている。(数値はいずれも2021年：地域経済分析システムRESAS調べ)。

つまり、市内中小企業は高品質な製品を製造・提供している一方、従業員1人あたりの生産量が低く、効率的に利益を上げられていない状況であることから、先端設備等の導入を促進することで、中小企業等の労働生産性の向上を目指す。

## (2) 目標

今後、少子高齢化の更なる加速が懸念されることから、既存産業の高度化、製品の高付加価値化の促進による将来有望な産業への転換やその創出に努め、労働生産性の向上を支援することで、将来にわたる岸和田市の産業活性化と地域経済の持続的な発展を目指す。

(対象項目及び目標値)

項 目	目標値
認定件数	30 件/年

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本市は、豊富な地域資源を活かした農林水産業をはじめ、製造業、サービス業と多様な業種により本市内経済並びに雇用が支えられており、本市の産業活性化と地域経済の持続的な発展のためには、広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本市は海から山にかけて豊かな地域資源が存在し、多様な産業が形成されていることから、地区を限定せず、本市行政区域全域を対象とし、広く地域経済の活性化を図る。

### (2) 対象業種・事業

地域経済を支える素材、部品加工分野を中心とした製造業の設備投資を促進することによる生産力の増加や既存工場の生産能力の増強だけでなく、非製造業の投資促進も図り、地域経済の活性化及び好循環を目指し、全業種・事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 労働生産性の向上のため、先端設備等を導入するにあたり、人員削減を目的としたものでないこと。
- ② 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ③ 企業の事業活動は、地域の環境に大きな影響を与えることから、環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、公害の防止に努める。

### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。